

○ 内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十六年金融庁告示第十二号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第三条 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。</p>	<p>第三条 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	